

議案第43号

専決処分の承認を求ることについて

平成30年7月豪雨による災害被害者に対する町税の減免に関する条例（平成30年里庄町条例第13号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

平成30年8月20日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専決第5号

## 専 決 処 分 書

平成 30 年 7 月豪雨による災害被害者に対する町税の減免に関する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成 30 年 8 月 6 日

里庄町長 加藤 泰久  


### 理 由

平成 30 年 7 月豪雨の災害被害者に対して、町税の減免内容の充実を図ることから条例を制定する必要がある。

この条例はその性質上、速やかに施行する必要があり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成30年7月豪雨による災害被害者に対する町税の減免に関する条例

(災害減免の特例)

第1条 平成30年7月豪雨(以下「災害」という。)による被害者に対し、平成30年度分の個人の町民税及び固定資産税(以下「町民税等」という。)の減免については、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)その他の法令に別の定めがあるもののほか、この条例に定めるところによる。

(個人の町民税の減免)

第2条 町長は、町民税の納稅義務者(個人に限る。以下この条において同じ。)が災害により次の表の左欄の区分に該当することとなったときは、当該納稅義務者に対して課する平成30年度分の町民税のうち、災害による被害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額(特別徴収に係るものにあっては、災害による被害を受けた日の属する月以後の月割額とする。以下同じ。)に同表右欄に掲げる割合により減免する。

事由	減免の割合
死亡したとき	全部
生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けることとなったとき	全部
障害者(法第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。以下同じ。)となったとき	10分の9

2 町長は、町民税の納稅義務者(納稅義務者の法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は法第292条第1項第8号に規定する扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財(以下「住宅等」という。)につき、災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)がその住宅等の価格の10分の2以上であるもので、前年中の同項第13号に規定する合計所得金額(法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第314条第2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4の4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。)が1,000万円以下であるものに対しては、当該納稅義務者に対して課する平成30年度分の町民税のうち災害の適用を受けた日以後の納期の末日の到来する税額について、次の表の左欄に掲げる合計所得金額及び同表中欄に掲げる損害の程度の区分に応じ、同表右欄に掲げる割合により減免する。

損傷の程度	減免の割合	
	10分の2以上10分の4未満のとき	10分の4以上のとき
合計所得金額		
500万円以下であるとき	2分の1	全部
750万円以下であるとき	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1

(固定資産税の減免)

第3条 町長は、固定資産税の納税義務者でその所有する土地につき災害により損害を受けた者に対しては、当該損害を受けた土地に対して課する平成30年度分の固定資産税のうち災害による被害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額について、次の表の左欄の区分に応じ、同表右欄に掲げる割合により減免する。

ただし、対象となる土地は課税地目が田、畠、宅地及び宅地比準の土地とする。

損害の程度	減免の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

2 町長は、固定資産税の納税義務者でその所有する家屋につき災害により損害を受けた者に対しては、当該損害を受けた家屋に対して課する平成30年度分の固定資産税のうち災害による被害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額について、次の表の左欄の区分の応じ、同表右欄に掲げる割合により減免する。

損害の程度	減免の割合
全壊、流失、埋設等により家屋の原形を留めないとき又は復旧不能のとき	全部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

3 町長は、固定資産税の納税義務者でその所有する償却資産につき災害により損害を受けた者に対しては、当該損害を受けた償却資産に対して課する平成30年度分の固定資産税のうち災害による被害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額について、次の表の左欄の区分に応じ、同表右欄に掲げる割合により減免する。

損害の程度	減免の割合
全壊、流失、埋設等により償却資産の原形を留めないとき又は復旧不能のとき	全部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該償却資産の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
使用目的を著しく損じた場合で、当該償却資産の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該償却資産の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

(減免の申請)

第4条 前2条の規定により町民税等の減免を受けようとする者は、平成30年7月豪雨による災害被害者に対する町税減免申請書（様式第1号）に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、平成30年9月10日までにしなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(減免の決定)

第5条 町長は、前条第1項の規定による減免申請書の提出があった場合には、速やかに調査のうえ減免の処分を決定し、申請者に通知するものとする。

(減免の取消等)

第6条 町長は、前条の規定により町民税等の減免の承認を受けた者が、その申請に際し、偽りその他不正行為により町民税等の減免を受けたときは、その減免を取り消すものとする。

2 町長は、前条の規定により町民税等の減免の承認を受けた者が、前年中の所得の修正申告をするなど状況の変化により、その減免をすることが適当でないと認められるときは、その減免を取り消し、又は変更するものとする。

(前納された町民税等の減免)

第7条 平成30年7月5日前に町民税等を前納している場合は、平成30年7月5日以後に納期の末日が到来するものについては、減免額を還付するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年7月5日から適用する。

## 平成30年7月豪雨による災害被害者に対する町税減免申請書

年 月 日

里庄町長様

申請者	住 所 (所在地)
	氏 名 (名 称)
	印

平成30年7月豪雨による災害被害者に対する町民税等の減免に関する条例第 条の規定により、個人の 町民税・固定資産税 の減免を申請します。

納税義務者	住 所 (所在地)			
	氏 名 (名 称)			個人番号 (法人番号)
対象年度	年度分	納税通知書 の 番 号		年税額
前年の合計 所得金額		円	災害の種類	
被災年月日	年 月 日	死亡した日		年 月 日
生活保護 開始年月日	年 月 日	障害者と なった場合	障害の程度	
種 目	区 分	数 量	被 害 金 額	保 险 金 等 に よ り 補 てん さ れ る 金 額
合 計				
被 害 の 状 況				
添 付 書 類	1 り災証明書 2 その他事由を証明する書類( )			

1. 店舗と住宅が一体になっているものは、床面積で按分して記入すること。

2. 種目の欄には、田・畠・宅地・家屋等記入すること。

3. 被害の状況欄には、被害の程度を記入すること。

4. 種目以外の家財等の被害金額については、その明細書を添付すること。